

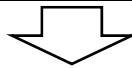
最低制限設計価格の改正について（工事）

標記の件について、最低制限設計価格の設定範囲を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

1. 最低制限設計価格の変更

○建設工事

変更前	
【設定範囲】設計金額（税抜き）の 10分の9.0 ～ 10分の9.2 下記により算出した額を最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）とするが、 <u>その額が設計金額の90%に満たないときは設計金額の90%、設計金額の92%を超えるときは設計金額の92%とする。</u>	
（算出方法）	
（1）直接工事費 × 10分の9.7	電子計算機（パソコン）でランダムに発生させた、乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格とする。 ※乱数（小数点以下8位の任意の数）
（2）共通仮設費 × 10分の9	
（3）現場管理費 × 10分の9	
（4）一般管理費 × 10分の6.8	
（1）+（2）+（3）+（4）=最低制限設計価格（千円未満切り捨て）	



変更後	
【設定範囲】設計金額（税抜き）の 10分の9.2 算出方法で求めた額を最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）とするが、 <u>その額が設計金額の92%に満たないときは設計金額の92%、設計金額の92%を超えるときは設計金額の92%とする。</u> ※千円未満の切り捨ては行わない。	
（算出方法） 変更なし（ランダム化は継続します。）	

※建設コンサルタント等業務は変更ありません。

2. 変更実施時期

令和5年4月1日以降に公告もしくは入札執行通知を行う競争入札から実施します。